



今冬は上海では30年ぶりの寒波の到来と言われ、全国的にも厳冬となっています。上海市では悪天候時の業務手配に関わる通達（2014年）に関して再度注意喚起がなされています。  
本号では、年初から始まった“2015年賃金報告作業”に関する留意点、一人っ子政策廃止後の具体的な運用となる修正《人口・計画出産法》地方条例の発布状況報告とあわせて、悪天候時の留意点に関してご報告いたします。

### 内容 【人事・労務情報】

- 従業員年度賃金報告---2015年度従業員賃金性収入報告提出開始---
- 修正《人口・計画出産法》地方条例の動向
- 悪天候時の業務手配の留意点

### 人事・労務情報

#### ■ 従業員年度賃金報告---2015年度従業員賃金性収入報告開始---

2015年度の賃金報告業務が始まりました。上海では人力資源・社会保障局のネットに法人登録の上、ネット申請することが基本です。

2015年度中に会社社会保険口座より社会保険料を納付した全従業員（中途加入、中途解除を含む）の2015年度個人平均月次賃金（＝2016年度社会保険基数）、会社平均月次賃金（全従業員の月次賃金額）等の申請が必要です。2015年度に直接雇用へ移行した人員の対応等留意が必要です。

#### 留意点

- ・ 報告締切 2月28日。規定期間内に報告がない場合は、2016年4月からの社会保険基数を前年度の110%とする。
- ・ 申請報酬額は全て税前（グロス）報酬額
- ・ 派遣から直接雇用への移行者処理、賃金性報酬の規定等：<http://cochicon.com/2-6-1-1-2/>

**NAVI** 個人賃金性収入が翌年の社会保険基数となるため、社会保険法にて、会社が申請・代納する社会保険基数に関して従業員の同意確認の取得が必要です。ネット上の報告書式には従業員各人の確認署名を取得することとなっていますが、ネット申請では署名記録は残せません。ネット申請の他に、個人別に2015年度賃金性報酬に関する確認署名を取得のうえ、保存しておく必要があります。

**NAVI** 地域毎に異なりますが、上海市では人力資源・社会保障局のデジタル証書（USB Key）未取得の企業は早期に手配するように指導されています。現在も各種事務手続きのオンライン化が進められていますが、今後益々、社会保険関連手続き、入・離職手続き、外地戸籍従業員管理、居住証手続き、外国人就業関連手続き等の人力資源・社会保障事務のオンライン化が進むとされています。

#### ■ 修正《人口・計画出産法》地方条例の動向

1月1日から施行されている改正《人口・計画出産法》（<http://cochicon.com/?p=2771>）の運用を定める地方条例は現在まで、広東省、湖北省、浙江省、江西省、広西、安徽省、天津、山西省で生育休暇の延長休暇規定、子女出産時の配偶者休暇の修正案が公布されています。（他に改定案公表地域あり）

地域	結婚休暇				産休								
	旧		新		旧				新				
	婚假	晚婚 休暇	婚假	晚婚 休暇	産休	晚産 休暇	難産 休暇	出産介護 休暇	産休	晚産 休暇	延長産休	難産 休暇	出産介護 休暇
広東	3日	10日	3日		98日+35日 (1人っ子のみ)	15日	30日	10日			30日	30日	15日
湖北	1-3日	15日	1-3日			30日	15日	10日			30日	15日	15日
浙江	1-3日	12日	1-3日			0日	15日	7日			30日	15日	15日
江西	3日	15日	3日			30日	15日	10日			60日	15日	15日
広西	1-3日	12日	1-3日			14日	15日	10日			50日	15日	25日
安徽	3日	20日	3日	0日	98日	30日	15日	10日 (遠距離結 婚:20日)	98日	0日	60日	15日	10日 (遠距離結 婚:20日)
天津	1-3日	7日	1-3日			30日	15日	7日			30日 (休暇付与で きない場合は 追加1か月の 給与支給)	15日	7日
山西	1か月		30日		4か月 (特例6か月)	30日	15日	15日			60日	15日	15日

**NAVI** 結婚休暇（法定結婚休暇1～3日、晚婚休暇廃止）は、実質的に大幅に短縮されたこととなります。会社結婚休暇の設定、会社福利休暇の調整、特別休暇制度の設定等、何らかの休暇制度の調整が検討事項と思われる。

**NAVI** 高齢化社会への突入、生育保険利用者の増加等、中国の社会保険は大きな変革を迫られています。定年年齢の引上げの原則は確定していますが、現在、生育保険と医療保険の納付比率の調整、統合が検討されていると言われています。

### ■ 悪天候時の業務手配の留意点

上海市では《本市悪天候時の休校・休業手配実施意見》（2014年1月8日発布）にて、台風、豪雨、大雪、道路凍結等の悪天候時、予測リスク程度に応じて1級（赤色）、2級（橙色）、3級（黄色）4級（青色）の警報を発令することになっています。

#### 【赤色警報発令時の留意点】

- ・雇用企業は臨時業務停止措置を取ることができる。
- ・遅刻・欠勤・減給等の措置を取ってはならない。
- ・臨時休業に際し、法定休暇を使用させること、休息日に代替え出勤の措置を取っては禁止。



**NAVI** 上海市では2013年に台風赤色警報が発令されましたが、休業にすべきという市政府の明確な指導がない中、多くの経営者が休業の判断に戸惑いました。

大事故が続き、経営者の業務上の安全確保義務が強化されている現状、気象警報への対応は以前にもまして、安全確保を重視した措置を取るべきと思われます。

また、1月19日より労災保険条例改定に関する意見公募が始まっていますが、通勤途上の交通事故が労災となることが強調されている点も、気象警報への対応に留意すべき要因です。

\* 参考 台風警報：[CoChi HR Navi Vol.8](#)